

第12回八幡市農業委員会議事録

令和6年7月5日（金） 午後2時00分

八幡市役所 5階 会議室5-2

八幡市農業委員長 長村 信幸

前書は令和6年7月5日開催の第12回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員（長村 信幸） _____

署名委員（猪飼美和子） _____

署名委員（畑中 邦夫） _____

案 件

議案第 35 号 農地法第 3 条許可申請審議の件
議案第 36 号 農地法第 4 条許可申請審議の件
議案第 37 号 農地法第 5 条許可申請審議の件

報 告 農地法第 5 条届出書について
報 告 合意解約通知書について

出席農業委員

畑中 邦夫	関東 豊則	西川 吉之	北川 邦彦
長村 信幸	西村 忠雄	符川 亮	金谷 泰宏
辻 典彦	奥村 芳治	前田 孝文	西川 茂男
猪飼 美和子			

欠席

古里 治彦

出席農地利用最適化推進委員

伊澤 治彦	山田 晃嗣	金森 一幸	關西 保博
小里 隆信	佐野 富彦	堀口 雅智	

欠席

上野 信昭

事務局

岩崎 真哉	梶浦 靖人	石原 毅之
-------	-------	-------

議 長
(長村会長)

ただ今から、第12回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の農業委員の出席は、13名ですので、本総会は成立しております。
本日の会期は午後2時から午後5時までといたします。
次に、議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、
本日の署名委員さんについては、議席番号14番 猪飼 美和子 委員と
議席番号1番 畑中 邦夫 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第35号農地法第3条許可申請審議の件」について議題といたします。 事務局朗読説明をお願いします。
事務局	「議案第35号 農地法第3条許可申請審議の件」についてご説明申し上げます。譲渡人、譲受人については議案書をご参照願います。 NO1 申請物件所在 下奈良別所 地目 田、面積 816 m ² NO2 申請物件所在 内里西山川 地目 田、面積 497 m ² でございます。 (法説明) NO1、NO2譲受人それぞれにつきまして、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また、今回の案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われるので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	さる7月1日に農業振興部会を開催し、「議案第35号農地法第3条許可申請審議の件」につきまして協議した結果、部会としては異議はございません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第35号 農地法第3条許可申請審議の件」につきましては、許可することといたします。 次に「議案第36号 農地法第4条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。

事務局	<p>「議案第36号 農地法第4条許可申請審議の件」についてご説明申し上げます。申請人につきましては議案書をご参照願います。</p> <p>NO1 申請物件所在 岩田北ノ口 地目 田、面積619㎡ 転用目的 露天駐車場 NO2 申請物件所在 内里蜻蛉尻 地目 田、面積567㎡ 転用目的 露天駐車場</p> <p>(法説明) 本件NO1につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に規定する地域であり、許可基準に定めるその他市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。</p> <p>NO2につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第4条第6項第1号ロ(1)に規定する地域であり、許可基準に定める市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。</p>
議長	<p>ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用副部長	<p>7月3日に農地転用部会を開催し「議案第36号 農地法第4条許可申請審議の件」について現地並びに協議した結果、部会としては異議はございません。</p>
議長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第36号 農地法第4条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします</p>
議長	<p>次に「議案第37号 農地法第5条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第37号 農地法第5条許可申請審議の件についてご説明申し上げます。申請人につきましては議案書をご参照願います。</p> <p>No.1 申請物件所在 八幡伏ノ木 地目 田、面積223㎡、 八幡伏ノ木 地目 田、面積3,082㎡ 転用目的 露天駐車場</p>

	<p>(法説明)</p> <p>本件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第5条第2項第1号ロ(2)に規定する地域であり、許可基準に定めるその他市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件について農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用副部長	<p>「議案第37号 農地法第5条許可申請審議の件」につきましても、部会としては現地、協議の結果、異議はございません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第37号 農地法第5条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします</p> <p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>「農地法第5条届出書について」 農地法第5条届出書は、共同住宅建築への転用目的で、5月30日に届出があり、6月13日に受理通知を行いました。</p> <p>「合意解約通知書について」 本件は6月4日付で合意解約をされています。</p>
議 長	<p>最後に何かございませんか。</p> <p>無いようでございますので、これをもちまして、第12回八幡市農業委員会総会を終了いたします。</p>